

城ヶ崎いこいの園指定介護予防短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

(静岡県指定事業所番号 静岡県 2270400043 号)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 城ヶ崎いこいの里
- (2) 法人所在地 静岡県伊東市富戸 1219 番地の 5
- (3) 電話番号 0557-51-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 竹安 広峰
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 7 月 14 日

2. ご利用施設

(1) ご利用施設

事業所名 城ヶ崎いこいの園指定介護予防短期入所生活介護事業所
所在地 伊東市富戸1219番地の5
管理者の氏名 青木 洋弥
電話番号 0557-51-0888
FAX番号 0557-51-5888
サービスを提供する地域【伊東市・熱海市・東伊豆町・中伊豆町】

(2) 施設の目的

城ヶ崎いこいの園指定介護予防短期入所生活介護事業所は、介護保険法、その他関係法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した在宅生活を営むことができるように支援することを目的として介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 運営方針

法人理念である、共に歩む福祉、心で育む福祉、地域に広がる福祉の実現をめざし、利用される方はもとよりご家族を含めた幸せの輪が広がるよう、心からの介護に努めてまいります。

(4) 利用定員 2 人（短期入所生活介護サービス含む）

3. 事業所の従業者体制

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を超える職員を配置しています。

※併設事業所としての運営になるため、職員は介護老人福祉施設と兼務にな

ります。以下は介護老人福祉施設を含めた従業者体制です。

令和3年6月1日現在

〔単位：52名 介護老人福祉施設50名 短期入所生活介護2名〕

職 種	常勤換算※1	指定基準※2
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 副園長	1名	—
2. 介護職員	18.5名	16名
3. 生活相談員	2名	1名
4. 看護職員	4名（1名兼務）	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名（兼務可）
6. 管理栄養士	1名	1名
7. 調理員	4名	必要数
8. 事務員	1名	—
9. 介助員	1名	—

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数
（小数点以下切り捨て）

※2 指定基準：利用単位52名（満床時）に対しての必要配置人数

4. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 医師（内科）	週1回 1時間
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7：00～ 16：00 3名 日勤： 9：00～ 18：00 2名 遅番： 9：30～ 18：30 2名 夜間： 16：00～翌10：00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：30～17：30 3名
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における配置人員 （原則、木曜日と日曜日以外） 日中： 8：30～17：30 1名

5. 設備の概要（食堂以下は介護老人福祉施設の設備と共用となります）

○居室（1室）

○食堂

○浴室

○洗面所及び便所

○機能訓練室

○その他の設備

設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・介護職員室等を設けます

6. 提供するサービスと利用料金

城ヶ崎いこいの園指定介護予防短期入所生活介護事業所が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

7. サービスの内容

(1) 基本サービス

①介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族（以下、「利用者等」。）に説明し同意を得ます。また、当該計画を利用者等に交付します。

②食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

③入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の利用状況及び体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④排せつ

自立を促すため利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤その他の介護

- ・短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑥機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑦生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑧健康管理

看護師を中心に健康管理を行います。ただし利用中の医療機関の受診

は、原則ご家族対応となります。

⑨記録

利用者に提供したサービスについて記録を作成し、利用毎に利用者等へ写しをお渡しします。また事業者は原本を2年間保管します。

⑩虐待及び身体拘束の防止

利用者の人権の擁護・虐待防止のため施設長を虐待防止に関する責任者とし必要な職員研修を実施します。また、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(2) 事業所利用の留意事項

①面会

面会時間 9時から17時

※面会については、その都度事業所へお申し出ください。

※来園される場合、のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みは、ご遠慮ください。

※感染症予防対策等の理由により実施を制限する場合があります。

②外出

外出をされる場合は、事前にお申し出ください。

③食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合は食事に係る自己負担額が減免されます。

④施設設備

○居室、共用施設及び敷地は、その本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合は、利用者の自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

⑤迷惑行為

○城ヶ崎いこいの里の職員や他の利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑥喫 煙

施設内での喫煙はできません。

8. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準により別紙料金表のとおりとなります。

(1) サービスの利用料金 (契約書第 9 条参照)

別紙の料金表によって、利用者の要介護度等に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

<居住費・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合、市町へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険の適用を受けないサービスがある場合には、特にそのサービスの内容および利用者負担金を説明し、お支払いいただきます。

(3) ご利用料金のお支払い方法 (契約書第 10 条参照)

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さい（利用日数に基づいて計算した金額とします）

１．利用者の希望する金融機関からの口座振替

※手数料は事業者負担

２．事業者の指定する金融機関への振り込み

※手数料は利用者負担

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ計画を作成し、消防計画に基づき利用者及び従業者等の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他医療が必要な場合は、ご家族へ連絡するとともに、状況に応じて利用者のかかりつけ医へ連絡す

る等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人等、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに協議します。

12. 損害賠償について

城ヶ崎いこいの園指定介護予防短期入所生活介護事業所において当事業所の責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

13. 守秘義務に関する対策

城ヶ崎いこいの里及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません。ただし、利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する事があります。また利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、利用者に関する情報を提供する事があります。

14. 感染症の予防

感染症を予防し、また万が一感染症が発生した場合に施設内で感染が拡大しないよう委員会を設置し、指針の整備や研修、訓練を実施します。

15. 苦情の受付について

(1) 受付担当

城ヶ崎いこいの園指定短期入所生活介護事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 大多和 恵子・加藤 庸介

○受付時間 9：00～17：00

（電話番号） 0557-51-0888

(2) その他苦情受付機関

第三者委員 大村 湊子

○所 在 地 伊東市富戸 980-1
(電話番号) 0557-51-9292

第三者委員 正木 茂

○所 在 地 伊東市荻 471-621
(電話番号) 0557-36-3447

第三者委員 佐々木広雄

○所 在 地 伊東市湯川 4-1-18
(電話番号) 0557-36-4110

伊東市役所健康福祉部高齢者福祉課

○所 在 地 伊東市大原 2-1-1
(電話番号) 0557-36-0111

静岡県国民健康保険団体連合会

○所 在 地 静岡市葵区春日町 2-4-34
受付時間 9 : 00～17 : 00
(電話番号) 054-253-5580

静岡県社会福祉協議会

○所 在 地 静岡市葵区駿府町 1-70
受付時間 9 : 00～17 : 00
(電話番号) 054-254-5248

(3) 福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下のとおりです。

直近の実施日：なし

評価結果公表：なし

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基

づき重要事項の説明をいたしました。

城ヶ崎いこいの園指定介護予防短期入所生活介護事業所

説明者 職種 氏名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印